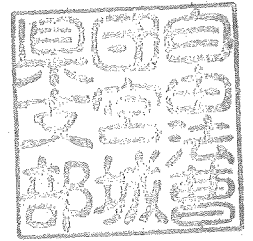


「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定に反する意見書

2015（平成27）年9月14日

自由法曹団宮城県支部

支部長 小野 寺 義 象



第1 意見の趣旨

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」案は憲法に違反し、県民の基本的人権を侵害するものであるから、同条例案を県議会に提出することに反対する。

第2 意見の理由

1 はじめに

報道によれば、宮城県は9月定例議会において、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」（以下「本条例案」という。）の制定を目指しているとされる。

しかし、本条例案には、次の規定が存するところ、これには以下に述べる問題があり、本条例案を制定することは憲法違反である。

第16条（立入調査等）

1項 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある薬物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは周旋するものその他の関係者から必要な報告または帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2項 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

3項 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

第13条1項・第2条7号（知事による「知事指定薬物等」の指定）

知事は、「前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する物（酒類及びたばこを除く。）」（第2条7号）のうち「県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるもの」（第13条1項）を「知事指定薬物」として指定することができる。

2 明確性の原則（憲法第31条）違反

条例の文言が漠然不明確であって、何を規制するのかが一義的に明らかではない場合は、住民に対して不測の不利益をもたらすおそれがあるため、当該条例は適正手続を保障した憲法第31条に反し、無効となる（明確性の原則）。

しかるに、本条例案第16条2項及び3項は立ち入り検査を定めるところ、その対象物である「知事指定薬物」はその範囲は一義的に明らかではなく、漠然不明確と言わざるを得ない。

したがって、「知事指定薬物」に関する条項は、憲法第31条に反し、無効である。

3 令状主義（憲法第35条）違反

憲法第35条は、逮捕される場合を除いては令状なしに侵入・搜索・押収を受けない権利を保障している（令状主義）。

しかるに、本条例案は、警察職員に立入調査権限を認め（第16条3項）、これを拒否した者に対して刑罰（20万円以下の罰金刑）を課している（第32条3号）。これは、実質的にみて、強制力を持った立入調査（侵入、搜索）であり、これを令状なしにこれらを行うことは令状主義に反する。

したがって、強制的な立入調査を認める本条例案は、憲法第35条に反し、無効である。

この点、本条例案第16条5項では、「第二項及び第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」と定めて、犯罪捜査と行政上の調査を区分しようとしている。しかし、上記のとおり、本条例案の立入調査は、刑罰による強制力を備えたものであり、本条例案第16条5項の規定を置いたところで令状主義違反が治癒されるものではない。また、そもそも犯罪捜査目的と行政目的との区別は困難であり、しかも、立入調査の中で犯罪薬物が発見された場合には当該薬物に係る犯罪捜査に切り替わることが想定され、まさに切れ目のない警察活動が想定されていることに鑑みれば、立入調査の犯罪捜査的性格は否定できない。したがって、この点から見ても同項は令状主義違反を治癒するものとは認められない。

4 黙秘権（憲法第38条1項）侵害

憲法第38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」として黙秘権を保障している。

しかるに、本条例案は、県職員及び警察職員が立入調査の際に関係者に対して質問する権限を認めており（第16条2項、3項）、質問に対する答弁を拒否し、又は虚偽答弁をした者に対して刑罰（20万円以下の罰金刑）を課している（第32条2項、3項）。これは、質問に対する答弁を刑罰の強制力を持って強要するものにほかならず、黙秘権を侵害する。

したがって、県警職員及び警察職員による強制的な質問を認める本条例は、憲法第38条1項に反し、無効である。

5 条例制定権の限界の逸脱

憲法第94条は、地方公共団体は「法律の範囲内」で条例を制定することができる」と定めている。

しかるに、本条例案は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制していない行為（当該物品の譲受け側の購入、使用等）を規制している（第15条5号）。また、本条例案は、同法で規制していない警察職員の立入調査等を認めている。これは、法律の範囲を逸脱した内容であり、条例制定権の限界を逸脱する疑いがある。

6 以上とおり、本条例案は、憲法に違反し、県民の基本的人権を侵害するものであるので、その制定を許すことはできない。

自由法曹団宮城県支部は、本条例案の県議会への提出に強く反対する。

以 上